

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査について、盛岡市監査基準に準拠して実施したので、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 23 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	瀬 川 光 夫
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査の対象は、令和 2 年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和 2 年度の補助等の額が 100 万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の 1 団体とした。

盛岡交通安全協会（盛岡交通安全協会事業費補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 140 条の 7 で規定するもののうち、次の 2 団体とした。

- (1) 盛岡中央市場冷蔵株式会社
- (2) 株式会社もりおかパークマネジメント

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき令和 2 年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の 2 団体（2 施設）とした。

- (1) 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（盛岡市アイスリンク）
- (2) 一般財団法人盛岡市駐車場公社（岩手公園地下駐車場）

第2 監査の実施期日

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 財政援助団体 | 令和3年9月10日から令和3年12月23日まで |
| 2 出資団体 | 令和3年9月10日から令和3年12月23日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 令和3年9月10日から令和3年12月23日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の実施方法

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

- 1 財政援助団体
 - (1) 交付決定手続に関すること。
 - (2) 事務事業の執行に関すること。
 - (3) 補助等に係る実績及び成果に関すること。
- 2 出資団体
 - (1) 出資の目的に関すること。
 - (2) 事業経営に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
 - (1) 条例等に関すること。
 - (2) 協定に関すること。
 - (3) 管理費用に関すること。

第6 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

ただし、財政援助団体等の一部には、是正又は改善を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。

盛岡交通安全協会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市紺屋町2番9号
盛岡交通安全協会
会長 谷藤 裕明

2 財政援助の目的

交通事故のない安全なまちづくりの推進を図るため、盛岡交通安全協会が行う交通安全啓発活動や地域の交通安全団体への支援などの協会事業に要する経費を補助しているものである。

3 補助金額等

盛岡交通安全協会事業費補助金

補助金額	交付決定年月日	交付年月日	交付金額
1,884,000円	令和2年9月8日	令和2年11月20日	1,884,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 1 補助金関係書類の市への提出に当たり、会則の職務権限と異なる内容で運用されている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

盛岡中央市場冷蔵株式会社

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市羽場 10 地割 100 番地

盛岡中央市場冷蔵株式会社

代表取締役社長 菊池 一裕

2 出資の目的

当該法人は、盛岡市中央卸売市場内において市場機能を補完し、生鮮食料品の安定供給を図るため、冷凍・冷蔵保管事業、製氷・販売事業を営むことを目的として設立された法人であり、当該法人の経営の安定を図り、水産物の品質保全等盛岡市中央卸売市場の供給機能を強化するため出資したものである。

3 出資金額等

盛岡中央市場冷蔵株式会社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和 43 年 7 月 13 日	(昭和45年 9 月 16 日)	30,000,000円 (15,000,000円)	50.0 %
	(昭和46年10月14日)	(5,000,000円)	
	(昭和47年 6 月 30 日)	(4,000,000円)	
	(平成12年12月26日)	(6,000,000円)	

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 1 凍氷収入において、計上額に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

株式会社もりおかパークマネジメント

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市新庄字下八木田 60 番地 18
株式会社もりおかパークマネジメント
代表取締役 吉田 隆一

2 出資の目的

当該法人は、盛岡市動物公園再生事業計画の理念に則り、都市公園を中心とした誰もがあそびたくなるあそび場づくりに関する事業を営むことを目的として設立された法人であり、公益上の必要性から出資したものである。

3 出資金額等

株式会社もりおかパークマネジメント出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
令和元年7月8日	令和元年7月8日	4,900,000円	49.5%

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

公益財団法人盛岡市スポーツ協会

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市本宮五丁目4番1号
公益財団法人盛岡市スポーツ協会
会長 長澤 茂

2 管理を行う公の施設

盛岡市アイスリンク

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，通年で利用できるスケートリンク及びカーリングシートによる冬季スポーツの普及及び競技力向上を図るとともに，東北唯一の公設通年リンクとして他県からの利用者拡大を図ることを目的とし設置している。公益財団法人盛岡市スポーツ協会を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市アイスリンク指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
38,321,166円	令和2年4月14日	4,700,000円
	令和2年6月12日	4,200,000円
	令和2年8月12日	5,200,000円
	令和2年10月14日	5,200,000円
	令和2年12月14日	5,218,518円
	令和3年2月12日	4,860,975円
	令和3年3月30日	11,112,181円
	令和3年5月26日	△2,170,508円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

一般財団法人盛岡市駐車場公社

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市内丸1番55号
一般財団法人盛岡市駐車場公社
理事長 高濱 康亘

2 管理を行う公の施設

岩手公園地下駐車場

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，道路交通の円滑化を図り，もって住民の利便に資するとともに，都市機能の維持及び増進に寄与することを設置目的としている。一般財団法人盛岡市駐車場公社を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

岩手公園地下駐車場指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
33,949,000円	令和2年4月10日	9,281,050円
	令和2年6月30日	8,291,650円
	令和2年9月30日	8,071,650円
	令和2年12月28日	8,304,650円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。